

平成22年6月1日現在

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2008～2009

課題番号：20730533

研究課題名（和文） 教育法規の立法過程に見る子ども観の諸相

研究課題名（英文） View of childhood in legislation process of laws of education

研究代表者

東野 充成（HIGASHINO MITSUNARI）

九州工業大学・工学研究院・講師

研究者番号：90389809

研究成果の概要（和文）：本研究では、平成18年成立の教育基本法改正法、平成19年成立の学校教育法改正法・教育職員免許法改正法、平成17年成立の食育基本法の国会での審議過程を分析し、そこに内在する子ども観を明らかにした。その結果、(1)子どもの規範意識の低下が極めて悲観的に捉えられていること、(2)その原因として家庭の教育力の低下言説が大きな力をもっていること、(3)そのため、国家の直接的な家庭教育への介入や学校教育の機能の拡大が志向されていることが明らかとなった。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study is to bring up the aspects of view of childhood in the legislation process of laws of education in recent years. In conclusion, (1) the deterioration of children's normative consciousness is caught pessimistically. ; (2) the deterioration of home education is considered as the source of the trouble. ; (3) the direct intervention in home by the state and the expansion of school's function are aimed.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	500,000	150,000	650,000
2009年度	500,000	150,000	650,000
総計	1,000,000	300,000	1,300,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学・教育社会学

キーワード：教育社会学・子ども観・立法過程

1. 研究開始当初の背景

アリエスの『〈子供〉の誕生』が刊行・翻訳されて以来、教育社会学においても子ども観研究が活発に行われている。すなわち、子どもという存在が決して自明のものではなく、時代や社会、文化によって規定されつつ、大人が投企するまなざしによって浮上する存在であることを、社会史や文化論の視点に立脚して明らかにする研究が蓄積されつつある。

こうした研究が教育社会学において大きなインパクトをもちえたのは、それが、教育や育児、しつけといった日常化されているがゆえに自明視された子どもに対する営為を問い返す試みであるからに他ならない。近年、少年犯罪や学級崩壊といった子どもの問題行動が注目を集めている。こうした問題行動の原因を解明することももちろん重要であるが、そもそもなぜかかる事件や現象にわれわれは大きな驚きや戸惑いを感じるのか、問

題の背後にある子ども観そのものに立ち戻って分析を加えることも、教育社会学では重要な課題である。こうした点において、子ども観研究は教育社会学においても大きなインパクトをもちえるに至った。

このような問題意識から、応募者も、本研究開始以前より、個別に子ども観研究を積み重ねてきた。具体的には、児童福祉法制や刑事法制を取り上げ、その立法過程に内在する子ども観の諸相を分析してきた。そして、こうした研究により、法律という強力な制度を背面から支える子ども観を問い直し、「子ども」という存在が現代社会においてどのように形づくられているのかを明らかにしてきたわけである。本研究も、こうした学術的背景及び研究経緯を出発点としている。

2. 研究の目的

本研究の目的は、近時の教育法規の立法過程における子ども観の諸相を国会の会議録を用いて実証的に明らかにすることである。具体的には、食育基本法（平成17年成立）、教育基本法改正法（平成18年成立）、平成19年成立の学校教育法改正法及び教育職員免許法改正法を分析対象とした。分析内容は以下のとおりである。

- (1)子どもの現状がどのように捉えられているか。
- (2)その原因として何が措置されているか。
- (3)それに対して、どう対処することが望ましいと考えられているか。

3. 研究の方法

分析には、言説分析の手法を用いた。まず、上記4法にかかわる国会の会議録をすべて蒐集した。ついで、そこで交わされた子どもの現状や理想をめぐる言説をすべて抽出したうえで、成立に至る過程での子ども観をめぐる対立や葛藤の様相を再構成した。

こうした分析方法は、次の2点できわめて意義の大きなものである。

第1に、法律を分析対象に取り上げたという点である。法律はその立法化に際して社会意識が如実に反映されるとともに、いったん成立すれば非常に強い規範として我々の意識を規定する。その意味で、法律は社会意識研究の対象として重要な意義を持っているにもかかわらず、子ども観研究においてはこれまでほとんど取り上げられてこなかった。

第2に、言説分析の手法は教育社会学においても頻繁に用いられてきたが、メディア上の言説を取り上げることが常で、国会の会議録等が用いられることはほとんどなかった。しかし、あることを問題と訴え、それに対する特定の価値や対処法などを主張し、それに正当性を付与できることが国会や議員に与えられた最大の権力のひとつと考えるなら、

教育言説の分析においても国会の会議録等は非常に価値のある分析素材のひとつである。本研究ではこうした資料を真っ向から取り上げた。

なお、独善的な解釈に陥ることを防ぎ、解釈の妥当性を確保するため、四国大学短期大学の山瀬範子助教と協力しながら分析を進めた。また、本研究に対する全般的な指導・助言は、放送大学の住田正樹教授に仰いだ。

4. 研究成果

研究の主な成果は、以下の3点にまとめられる。

(1)まず、研究目的の(1)に関しては、子どもの現状、特に子どもの規範意識の低下が、子どもの学力の低下と並んで、きわめて悲観的に捉えられていることが明らかとなった。すなわち、少年犯罪や公衆道徳などさまざまな現象が援用されて、現代の子ども規範意識の低下が問題化されていった。これは、4法すべてに共通する現象であり、近時の教育改革は、こうした子ども観に裏打ちされながら、進められていることが明らかとなった。

ただし、こうした子ども観には、実証的に、あるいは事実の把握という点で、不十分なものや不確かなものも多々見られた。たとえば、自らの周りで起こった例や自らの子ども時代と比較して、現代の子ども規範意識の低下を論じる方法が多々見られたが、こうした手法は一部の例を全体に敷衍するという点で、論理的な誤謬に陥っている。また、近年少年犯罪が大幅に増加しているとするなど、統計的事実と明らかに反する指摘も多々見られた。

しかし、こうした論理的・実証的な不十分さや不確かさは、ほとんど疑問に付されることなく審議は進んでいき、また野党からもこうした点に対する批判はほとんど出されなかった。そうした意味で、この子ども観はきわめて強い規範力をもって立法過程の根底を規定していることが明らかとなった。

(2)ついで、研究目的の(2)に関しては、子どもの規範意識が低下した原因として、「家庭の教育力が低下した」とする言説がきわめて大きな力を持っていることが明らかとなった。すなわち、三世同居の減少・核家族化等に伴い、しつけや育児にかかる家庭の教育力が低下したゆえに、子どもの規範意識が低下したとする原因論が、立法過程における言説上の覇権を握っていた。

しかし、この認識に対しても、(1)と同様の反論を提起することができる。たとえば、家庭の教育力が低下したことの原因としてよく指摘される核家族化については、近年で

はむしろ減少していることが統計上明らかとなっている。また、教育に対する親の熱意や能力が低下したとする言説に対しても、すでに広田などによって反論が試みられている*。それにもかかわらず、国会審議の場においては、家庭の教育力が低下したという言説が強い力を持ち、審議を規定していった。
* 広田照幸 1999, 『日本人のしつけは衰退したか』 講談社現代新書

すなわち、近時の教育改革は、家庭の教育力が低下したために子どもの規範意識が低下したという認識に基づいて、法律の改正や立法が進められたわけである。こうした認識を基調としたとき、どういった法律の内容が志向されるのか、次にその点について確認する。

(3) 研究目的の(3)に関しては、端的に次のようにまとめることができる。近時の教育改革が目指したものは、国家による直接的な家庭への介入や、家庭に代わるものとして、学校教育の機能の拡大であると。すなわち、家庭の教育力が低下しているとの認識を基調としている以上、低下した分を補完するために、国家や学校が家庭教育へ介入する途が志向されることになる。

たとえば、教育基本法の改正審議では、家庭教育に関する条項が独立して盛り込まれ、家庭教育への傾注は一種の国民の義務のようなものとなった。学校教育法や教育職員免許法の改正では、家庭教育を補完するべく、教師の役割に大々的な期待がかけられ、「教員の資質向上」という名目で、教師に課される義務が大幅に拡大した(教員免許更新制など)。食育基本法では、子どもの食生活の「乱れ」が家庭に起因することが大々的に論じられ、「食」という最も私事的な領域にまで、学校教育等を通して介入できる体制が整えられた。

このように、近時の教育改革に共通する志向として、国家の家庭への直接的な介入や学校教育の機能拡大という点を見出すことができた。しかし、このような志向は、国家による私的領域への干渉という点で、大きな危険性を孕むものでもある。特に、教育基本法や学校教育法等は公法の体系に属する。公法の最も基本的な原理は、国家の活動に制限をかけることによって、私人の自由や権利を擁護することにある。国家や学校による家庭教育への介入的な志向は、こうした法的原理によるとき、大きな危険性を孕むものである。

もちろん、このような点を危惧する言説も、審議過程において散見することはできた。特に、食育基本法の審議に際しては、食という最も私事的な領域に法律でもって介入することに対し、当時の野党である民主党などから反対の声もあげられた。しかし、全体を通

じていえることは、家庭の教育力が低下したがゆえに子どもの規範意識が低下したという認識が与野党を問わず共有されているため、こうした反論は大勢とはならず、法の成立へと収斂していったということである。

(4) 以上が、本研究で明らかとなった主な事項であるが、では、本研究によって得られた成果は、国内外の研究状況にかんがみて、どのような位置づけを有し、どんな意義をもちえるだろうか。

第1に、子ども観に関する研究上の意義をあげることができる。先述したように、アリエスの『〈子供〉の誕生』の刊行・翻訳以降、世界中で子ども観研究の蓄積が図られつつある。しかし、その中心的な方法は、絵画や文芸といった集合表象を分析するもので、制度や法律といった現象を対象とした子ども観研究は意外と少ない。法の立法過程を分析対象として取り上げた本研究は、こうした意味で、新たな方法・対象による子ども観研究の進展に寄与するものである。

第2に、教育法学的研究上の意義をあげることができる。教育基本法や学校教育法等に関して、教育法学はこれまでにおびただしい研究業績を蓄積してきた。しかし、その中心は、憲法上の教育権との兼ね合いで、教育基本法等の条文をどう解釈すべきか、解釈学的な研究であり、立法過程を直接的な分析対象としたものは少ない。しかし、法にどのような社会意識や価値が反映されているのかをみるうえで、立法過程は欠かすことのできない分析対象である。こうした点を直接的に取り上げた本研究は、教育法学的研究にとっても大きな意義を有するものである。

第3に、教育改革に関する研究上の意義をあげることができる。現在世界中で教育改革が進行しているが、依拠する思想や価値観はさまざまである。安易に現象面だけを比較しても、有意義な知見や見識を得ることはできない。本研究では、日本における近時の教育改革が、どのような思想や価値観を背景として進行されたのかにまでさかのぼって明らかにしており、今後教育改革の比較研究や歴史研究をするうえでも、基礎的な知見となりうるものである。

(5) 以上を踏まえたうえで、最後に今後の展望について述べる。

第1に、子どもをめぐる法律は今後も継続的に立法化されていく以上、こうした研究も継続させる必要がある。たとえば、2010年には、民主党政権下で「子ども手当法」や「高校教育無償化法」など、これまでの児童福祉政策や学校教育政策を大きく転換する法律が制定された。こうした法律がどのような思想や価値を背景として成立されたのかを丹

念に迫っていくことは、子ども観研究の進展にとっても重要なことである。

第2に、本研究では教育法規が立法化される局面を分析したが、法律がほんとうに大きな力を発揮するのは、それが運用される局面においてである。すなわち、教育基本法や学校教育法等の下で直接的な実践に従事する教育行政官や学校管理職、学校教員等がこうした法律の存在をどのように認識し、運用しているかが、法律の内容を実質化するうえで大きな力をもつ。今後は、こうした人たちを対象に、教育法規に対する認識や運用実態等を明らかにしていく必要がある。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計2件)

- ①東野充成、食育基本法と子ども観、九州大学教育社会学研究集録、査読有、第10号、2009、3—20
- ②東野充成、教育三法の改正と子ども観・家族観・教師観、九州工業大学研究報告(人文・社会科学)、2009、第57号、19—32

[図書] (計1件)

- ①東野充成、権歌書房、教育法規の立法過程に見る子ども観の諸相、2010、113

6. 研究組織

(1) 研究代表者

東野 充成 (HIGASHINO MITSUNARI)

九州工業大学・工学研究院・講師

研究者番号：90389809